

別表六(十七)

「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国際戦略総合特別区域において機械等を取
得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事 業 年 度 . . . 法人名

別表六十七

令二・四・一以後終了事業年度分

国際戦略総合特別区域の名称	1					
特定国際戦略事業の内容	2					
資 種 類	3					
	4					
産 細 目	5					
	6
区 指 定 法 人 の 指 定 法 人 事 業 実 施 計 画 に 記 載 さ れ る こ と と な っ た 年 月 日	7
	8
分 特 定 国 際 戦 略 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	9	円	円	円	円	円
	10					
取 得 価 額	11					
	12					
法人税額の特別控除額の計算						
(11)のうち(7)が平成31年3月31日以前であるものに係る額の合計額	12					円
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	13					
(11)のうち(7)が平成31年4月1日以後であるものに係る額の合計額	14					
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	15					
(14)のうち(6)が平成31年3月31日以前であるものに係る額	16					
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	17					
税額控除限度額の計算	18					
税額控除限度額	19					
税額控除限度額	20					
機 械 設 備 等 の 概 要						

「25」欄

国際戦略総合特別区域において機械等を取
得した場合の法人税
額の特別控除を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の11第2項」
② 「区分番号」欄：「00301」
③ 「適用額」欄：「25」欄の金額

当期税額控除可能額
((20)と(22)のうち少ない金額) 23

調整前法人税額超過構成額
(別表六(六)「7の①」) 24

法人税額の特別控除額
(23) - (24) 25